

各区長又は火入責任者 様

四万十市農林水産課長
(林業水産係扱い)

火入れに伴う注意事項について (お願い)

火入れを行うにあたっては、「四万十市火入れに関する条例」及び下記事項に基づき実施して下さい。

なお、強風注意報又は火災警報、林野火災警報が発令されている場合は火入れを行うことができませんのであらかじめご了承ください。

●四万十市火入れに関する条例 (抜粋)

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

記

- 1 火入れ前 (当日の朝まで) 及び火入れ後 (終了時) には地区消防団及び消防署等に電話等で必ず連絡すること。
 - 中村地域 (四万十消防署) : 3 4 - 5 8 8 1
 - 西土佐地域 (西土佐分署) : 5 2 - 1 1 4 3
- 2 火入れ前には、放送または事前に回覧するなど、必ず周辺住民に火入れ実施の周知徹底をすること。
- 3 火の拡大及び延焼に注意し、適正な人員と消火器具を整え実施するとともに終了時には必ず残り火がないことを確認すること。
- 4 火入れが終了した時または火入れの許可の対象期間を経過した時は、火入許可証の「※火入れ結果報告欄」に必要事項を記入の上、速やかに農林水産課まで返納すること。

【問い合わせ先】

- 中村地域：四万十市農林水産課林業水産係 (3 4 - 1 1 7 0)
- 西土佐地域：西土佐総合支所西土佐事業分室振興係 (5 2 - 1 1 1 3)